建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の再徹底について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等につきましては、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和2年5月14日(令和3年5月13日改訂版))」(以下「ガイドライン」という。)等を踏まえた建設現場やオフィスにおける感染予防対策の更なる徹底等をお願いしてきたところですが、今般、東北地方の洋上風力発電施設建設工事における洋上工事作業船内にて、新型コロナウイルスのクラスター事案が発生しました。

本クラスター事案の発生原因等について保健所による確認が行われているところですが、作業船が宿泊場所を兼ねており、船内におけるマスク着用が徹底されていなかった等感染防止対策の徹底が不十分であった可能性が指摘されております。また、外国人労働者にも多くの感染者が出ているところです。

ガイドラインにおいては、作業員宿舎内においてもマスク着用を励行することや、 外国人労働者が職場における感染防止対策の内容を正しく理解できるように、外国人 労働者一人ひとりの状況に応じた配慮を行うこと等としており、貴職におかれまして は、改めて、ガイドライン等を踏まえた建設現場やオフィスにおける感染予防対策を 徹底するとともに、会員、傘下団体等に周知いただきますようお願いいたします。